

1 1. 役員報酬規程

役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、社団法人日本看護家政紹介事業協会（以下「協会」という。）定款第15条に基づき役員（理事）の報酬について定める。

(報酬の対象者)

第2条 役員（理事）は名誉職とする。但し、会長及び勤務を要する役員に対しては、理事会の議決を経て報酬を与えることができる。

(決定の方法)

第3条 役員（理事）の報酬は、理事会の議決を経て承認された報酬額を支給する。

(報酬体系)

第4条 報酬の体系は、「役員報酬」の単一項目とする。

(報酬の算定)

第5条 報酬の算定は、協会への貢献度、就任の事情及び世間相場等を総合的に勘案して算定する。

(他団体兼務役員（理事）の報酬)

第6条 他団体の役員を兼務している場合の報酬は、先方との間でその都度協議して決定する。

(通勤費及び交通費)

第7条 公共交通機関を利用して通勤する場合は、通勤費の実費を全額支給する。

2 会務のため、必要とした交通費の実費は、全額支給する。

(借上げ住宅)

第8条 会務に就くため、自宅居住地から通勤不可能な場合は、別途借上げ住宅に入居することができる。

(使用料の負担)

第9条 入居者は、借上げ住宅の使用料の一部を負担することとし、その負担金額については別途決定する。

(諸費用の負担)

第10条 借上げ住宅にかかわる光熱費、電話料金、修繕費等の諸費用は、入居者負担とする。

(休職時の取扱)

第11条 役員が傷病の治療その他の事由によって休職するときは、理事会が認めた、報酬を支払う。

(報酬の改訂)

第12条 役員報酬については、定期昇給は行わない。但し、世間相場又は職員給与のベースアップ等により、役員報酬との間に著しく不均等が生じたと判断されるときは、役員報酬の増額改訂を行うことがある。

(減額措置)

第13条 協会の業績状況その他必要に応じ、理事会の決定に基づき、臨時に報酬の減額措置を講じることがある。

(支払日)

第14条 報酬は、毎月25日に、本人が協会に届け出た本人名義の銀行口座に振り込むことによって支払う。但し、当日が休日の場合は、その前営業日に繰り上げる。

(諸控除)

第15条 報酬の支払いに当たり、次のものを控除する。

- (1) 所得税、住民税
- (2) 社会保険料
- (3) その他必要なもの

(賞与)

第16条 協会の業績状況に応じ、理事会の議決を経て承認された報酬額を支給する。

(賞与の支給日)

第17条 賞与の支給日は、その都度決定する。

(協議事項)

第18条 本規程に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

(改正)

第19条 本規程の改正は、理事会において3分の2以上の同意を得て改正する。

附 則

1. この規程は平成13年10月17日から施行する。
2. 平成18年 8月 1日改正。
3. 平成19年 5月23日改正。
4. 平成19年10月22日上記附則3の改正点を確認し、平成19年 6月 1日より適用する。